

公衆衛生政策における基本的人権の尊重の意味

小林清吾 Seigo Kobayashi
日本大学松戸歯学部

田口千恵子 Chieko Taguchi
日本大学松戸歯学部 公衆予防歯科学講座

葭内顕史 Akifumi Yoshiuchi
旭川歯科医師会



学校でフッ化物洗口を行うのは、人権侵害ではありませんか？



人権侵害ではありません。わが国のフッ化物洗口は個人希望制です。健康でありたいと望むことは基本的人権の一つであり、皆が平等にヘルスケアを受けられる実績のある方法がフッ化物洗口です。

なぜ歯科の専門外である日本弁護士連合会（以下、日弁連）が歯科に関する「意見書」¹⁾を提出したのか？という疑問を抱かれた歯科関係者は少なくないであろう。それは、弁護士という職の特異性からくる結果ではなかろうかと推測される。依頼されれば法律的にそれに対処するのが弁護士の仕事であろう。

法律的に対処することがすべての対処の仕方であるとは限らない場合がある。歯科専門機関の科学的結論を無視した135力所あまりの誤謬が実際この「意見書」には書かれているのであり、驚きである。そこで、専門学会等6団体からの「見解」が出され、「意見書」に含まれている誤謬を正すために詳細な「解説書」が日本口腔衛生学会から公表された²⁾。

「意見書」の前段部分に示されている「1 予防原則」と「2 公衆衛生における基本的人権の尊重」、この2点の根本的視点を検討してみると、個人的視点からは一見合理的な側面をもちながらも、総合的・全体的視点からは矛盾を生じる側面が生まれてきた。この2点に含まれる問題点について

具体的に解説したいと思う。そうすることにより、「意見書」がなぜWHOをはじめ医学保健専門機関の合意と異なる内容になったのか理解できるのではなかろうか。

今回の依頼者が、日本教職員組合などのフッ化物利用反対者であるため、その立場を擁護、正当化するために「意見書」が書き上げられたと考えられる。

● 「予防原則」に含まれる問題点

「意見書」では「予防原則」に関して次のように記述されている。「フッ化物洗口等で用いるフッ化ナトリウム（以下、NaF）は化学物質であるので、（有害作用との）因果関係が科学的に解明されていない場合も、被害を未然に予防する措置を講ずるべき」という予防原則で対処すべき」「現時点までは問題が無いとしても、何年か後に被害が現実化・深刻化する可能性があり、そこで事前に対処する方針が必要で、これが予防原則である」。

上記の「予防原則」は、新薬や医学データの少ない物質の利用に対しては妥当であると言える。しかし、フッ化物は長い間人間とともにあった物質で

あり、天然に飲料水に含まれるフッ化物イオンの濃度と人間を対象とする疫学調査から確立された実績のあるNaFの利用には当てはまらない。適切な用量・用法で利用されるフッ化物（NaF）の使用を中止せよとは、科学的論理性の無視と言わざるをえない。

薬害・公害物質として扱われるフッ化物（フッ化水素HFなど）と混同してはならない。また、「たくさん摂れば死ぬのでフッ素は毒である」と考え使用を中止せよとあるが、「意見書」が引用している「マイアミ宣言」や「小児環境保健対策疫学調査に関する検討会」では、NaFはその対象となる環境汚染物質とはなっていない。逆に、微量元素（栄養素）として摂取することが勧められる物質である。

さらに「意見書」では、「集団で行うことが問題なのであり、フッ化物洗口等は歯科医院で、家庭で、受益者の選択のもとで実施すべき」との記述がある一方、「フッ化物による発がん性、アレルギー、知能指数の低下などの副作用の危険が前提になる薬剤である」との記述がある。この2つの記述は論理的に矛盾している。